

5分で読める

ちょっと役に立つ

相続を争続としないために
『遺言書の必要な人は？』

平成25年 5月

妻が住宅と土地に住みつつづける



私は、相続税がかかるほどの財産はありませんが、小さな住宅と土地があります。これは私が亡くなったあとに妻が住み続けるようにしたいです。この場合に遺言状は必要でしょうか？



子供がいたら必要です。たとえ小さな土地と住宅であっても、遺言がないと法定相続の通りに遺産は分割されます。

奥さんは1/2、子供は残りの1/2を等分で相続します。子供との関係が悪かったりしたら、子供は相続した土地と家の部分を買って取ってくれと言ってくるかもしれません。

金銭がないと奥さんが家賃を払わなければなりません。最悪、子供が相続した土地を売却されたら奥さんは住むことができないかもしれません。奥さんに土地と建物を相続すると遺言を残しておきます。

会社を継がせるために



私は小さな法人会社を経営しています。妻はいません。子供は男の子が2人います。長男は会社を継ぐ意思があります。次男はサラリーマンで会社を継ぐつもりありません。当然、会社は長男が継ぎます。こんな場合も遺言は必要ですか？



必要です。会社の株式を長男に全部相続させるために必要です。会社の株式が分散すると経営に口をはさむことが考えられます。遺言がないと株式は長男と次男が50%所有することになります。これでは長男は次男の意見を聞かなければなりません。長男に100%株式を相続し、次男には金銭を相続させる方法をとります。

離婚した先妻に子供がいる



私は離婚しました。その後再婚し、先妻には1人、後妻には2人のこどもがいます。財産は土地と家と少々の金融資産です。遺言は必要ですか？



必要です。わかっていると思いますが、先妻の子供は相続人です。先妻と仲が悪いと遺産分割協議はスムーズにすすまないでしょう。先妻の子供にも財産を相続させるのかを決めて遺言書を書きます。

連絡できない子供が一人いる



娘が3人います。それぞれ嫁いでいます。妻は先立たれてもういません。娘の内、1人が外国に行ったまま、最近はずんずん連絡がありません。この場合には遺言は必要ですか？



行方がわからない娘さんの了承をえないと遺産分割協議もできません。場合によっては、遺産としての預貯金が一切引き出しできない事態ともなります。遺言を書いておけば遺産分割協議が必要なくなります。遺言執行者によって預貯金の引き出しもスムーズにできます。だから遺言書で遺産分割をきちんと指示しておきます。

内縁の妻がいる



私は独身ですが、籍をいれていない内縁の妻がいます。内縁の妻に相続させたいのですがどうしたらよいのでしょうか？



内縁の妻と何年同居していても相続権はありません。もし、あなたの両親や兄弟姉妹がいると法定相続人は両親あるいは兄弟姉妹になるので内縁の妻は一切相続できません。遺言を書いておけば、内縁の妻に財産を残しておくことができます。

相続人がだれもない



私には、妻、子供、両親、兄弟姉妹はおりません。まったくの一人です。この場合に私が死んだら財産はどうなるのでしょうか？



生前たいへんお世話になった人や市町村や公的福祉団体に寄付するなら必ず遺言書を書きます。そうでないと、遺産は国のものになってしまいます。

子供がない



私には子供がいません。相続財産は家と土地だけで、金融資産はありません。この場合に妻に家と土地を相続させたいのですが、遺言書は必要ですか？



子供がないと相続人はあなたの妻とご主人のご両親がいるなら妻とご両親が相続人になります。次に妻とご主人の兄弟姉妹になります。となると、家、土地が両親、兄弟姉妹に分割されてしまうかもしれません。そうすると奥さんが現在の家にすむことができなくなるかもしれません。必ず、遺言書を書きます。兄弟姉妹だけなら遺留分(6頁解説)がありませんから、家と土地は奥さんに相続されます。

遺留分とは？



遺留分とはどのようなものですか？



遺留分とは、相続人が最低限相続できる財産のことです。相続は死亡した人の遺言書を尊重しますが、例えば、「自分が死んだら、某団体に全財産を寄付」という遺言書だと遺族は財産を一切相続できなくなります。そこで、最低限相続できる財産保証しているのです。

法定相続分と遺留分は以下ようになります。

①法定相続人が妻と子：妻 $1/2$ 、子 $1/2$ 。

遺留分は妻が $1/4$ 、子 $1/4$ 。

②法定相続人が妻と親：妻 $2/3$ 、親 $1/3$ 。

遺留分は妻が $2/6$ 、親 $1/6$ 。

③法定相続人が妻と兄弟姉妹：妻 $3/4$ 、兄弟姉妹が $1/4$ 。遺留分は妻が $1/2$ 。兄弟姉妹には遺留分はなし。

④法定相続人が妻だけ：相続分は妻が全部相続。

遺留分は妻が $1/2$ 。

⑤法定相続人が子だけ：相続分は子が全部相続。












遺留分は子が $1/2$ 。

⑥法定相続人が親だけ：相続分は親が全部相続。












遺留分は親が $1/3$ 。

⑦法定相続人が兄弟姉妹だけ：相続分は兄弟姉妹が全部相続。遺留分は兄弟姉妹、甥や姪もなし。

例えば、亡くなった夫の相続財産が6000万円。遺言書はなく法定相続に従って相続すると以下の表のようになります。

死亡した夫		相続財産：6000万円			
相続人		法定相続	相続人		法定相続
妻		1/2 3000万円	子		1/2 3000万円
妻		2/3 4000万円	親		1/3 2000万円
妻		3/4 4500万円	兄弟姉妹		1/4 1500万円
妻のみ		全部 6000万円			
子のみ		全部 6000万円			
親のみ		全部 6000万円			
兄弟姉妹のみ		全部 6000万円			

例えば、亡くなった夫の相続財産が6000万円。遺言書があって、その遺言書には「全財産を某団体に寄付する」となっていた場合に法定相続人が最低相続できる遺留分に従って相続すると以下の表のようになります。

死亡した夫		相続財産：6000万円			
相続人		遺留分	相続人		遺留分
妻		1/4 1500万円	子		1/4 1500万円
妻		2/6 2000万円	親		1/6 1000万円
妻		1/2 3000万円	兄弟姉妹		なし 0万円
妻のみ		1/2 3000万円			
子のみ		1/2 3000万円			
親のみ		1/3 2000万円			
兄弟姉妹のみ		なし 0万円			